

中津市では移住・定住促進に向けた支援制度として 以下の補助金があります

制度の概要は
裏面を見てね



移住者向け一括給付補助金（対象地域：中津市全域）

移住にかかる経費として補助金を一括で給付します。

移住支援金

…最大300万円まで

移住応援給付金

…最大50万円まで

<注意>

- ★予算の範囲内での運用とさせていただきます。
- ★詳細については裏面のほか、別途要綱をご覧ください、お問い合わせください。

[問合先]中津市企画観光部 地域振興・広聴課
Tel：0979-62-9033（直通）
Fax：0979-24-7522
E-Mail：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

区分	移住支援金	補助率 補助上限額	一括 世帯：１００万円／単身：６０万円 子育て加算 東京圏：１００万円 その他：３０万円 ※子育て加算とは １８歳未満の者一人につき加算する。 (上限２名まで)
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。また、１８歳未満の世帯員を帯同した場合に加算を行います。		
補助要件	令和７年４月１日以降に転入し、下記の①～③の要件をみたすこと。 ① 転入する直前に連続して１年以上県外に在住していた方 ② 本市に５年以上定住の意思がある方 ③ 下記（ｉ）～（ｖ）のいずれかに該当する方 （ｉ）就職先が、おおいたジョブナビに掲載されている求人である （ii）国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方 （iii）本市で移住元での業務を引き続き行う方 （iv）本市や地域の人々に関りを有する方（詳細な要件があります） （v）大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業補助金の交付決定を受けている方		
申請期日	転入後１年以内。		

区分	移住応援給付金	補助率 補助上限額	一括 世帯：２０万円 ==加算金== ① 子ども(18歳未満) 1人10万円(上限20万円) ② 若年者(18歳～39歳) 世帯10万円 ③ 旧下毛地域加算 世帯10万円 ※①・②の併給はできません
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。また、１８歳未満の世帯員を帯同した場合に加え、若年者や旧下毛地域への移住についても加算を行います。		
補助要件	令和７年４月１日以降に本市へ転入し、移住支援金の対象とならないことかつ、下記①～③の要件を満たすこと。 ① 転入する直前に連続して１年以上県外に在住していた方 ② 本市に５年以上定住の意思がある方 ③ 下記（ｉ）～（iii）のいずれかに該当する方 （ｉ）新たに住宅を取得した方（新築・建売・中古・マンション等） （ii）空き家バンク制度を利用し、住宅を賃貸した方 （iii）旧下毛地域に転入した方		
申請期日	転入から１年以内。（空き家バンク制度を利用した場合は成約及び転入から１年以内）		